

日本国内に住所を有しない者の認定基準（要件）

居住地等の要件

◎ 被扶養者となるには、原則として**日本国内に住所（住民票）を有することが必要ですが**、日本国内に住所を有しなくても渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして、**次のいずれかに該当する場合は認定対象となります。**

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じたものであって、②と同等と認められるもの
- ⑤ ①～④に該当するもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの

※ 例えば、外国籍の父母が二人で海外で生活しているような場合は、被保険者が生活費を送金していても被扶養者にはなれません。

身分要件（日本国内に住所を有しているときと同じ）

- ◎ 被保険者と**同居でも別居でもよい**人・・・①配偶者（内縁でも可） ②子、孫 ③兄弟姉妹 ④父母などの直系尊属
- ◎ 被保険者と**同居が条件**の人・・・①上記以外の三親等内の親族 ②被保険者の内縁の配偶者の父母および子 ③内縁の配偶者死亡後の父母および子

生計維持要件（日本国内に住所を有しているときと同じ）

- ◎ 同居の場合は、認定対象者の年収（給与・給付金・年金等の総支給額）が、**130万円**（配偶者を除く19歳以上23歳未満は**150万円**・60歳以上または障害厚生年金受給者は**180万円**）**未満**であって、かつ被保険者の**1 / 2未満**であること。
- ◎ 別居の場合は、認定対象者の年収（給与・給付金・年金等の総支給額）が、**130万円**（配偶者を除く19歳以上23歳未満は**150万円**・60歳以上または障害厚生年金受給者は**180万円**）**未満**であって、かつ被保険者の**仕送額より少ない**こと。
- ◎ 収入は、労働契約の内容による年間収入（残業等による臨時収入は含まない）が基準額未満であること。
収入基準額 年額130万円 = 平均月額108,334円 = 平均日額3,612円、年額150万 = 平均月額12万5千円 = 平均日額4,167円、
年額180万円 = 平均月額15万円 = 平均日額5,000円